

社会福祉法人下山福社会の費用弁償に関する規定

平成 30 年 5 月 26 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人下山福社会定款（評議員の報酬）第 8 条、（役員の報酬等）第 21 条に定めている事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第 2 条 役員等が会議に出席したときは、日額費用弁償（交通費及び日当を含む）として、一律 5000 円を支給する。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(附則)

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。